

對外貿易經濟合作部

中国では、中華人民共和国技術輸出入管理条例(2002年1月1日施行、以下新条例という)により、技術導入に際して次の手続きが必要とされることとなりました。

2001年12月31日までに締結した技術導入契約については、認可制を採っており、法律で指定した政府機関の認可を経なければ、無効とされます。

2002年1月1日以降、締結される技術導入契約に基づいて導入される技術については、自由技術、制限技術および禁止技術に区分し、禁止技術について輸入を禁止し、制限技術について認可制度を採用し、自由技術について登記制を採用しております。これにより、圧倒的多数を占める自由技術については、認可制から登記制に移行しました。自由技術については、技術導入契約は政府機関の認可によらず、当事者間の署名のみで有効に成立します。一方で、旧法にはなかった刑事罰に関する規定が新設されました。

そこで、この新条例について、以下の7点を要望します。

要望 1

- (1) 技術導入の認可対象技術については、既に制限技術リストが公布されていますが、同リストに掲載された技術(制限技術)以外の技術について実質的に認可が必要となることのないようにしていただきたい。また、制限技術の範囲の拡大、自由技術の範囲の縮小は慎んでいただきたい。
- (2) 認可を要する制限技術については、審査基準を明示していただきたい。
- (3) 当該技術が制限技術か自由技術かを明確に区分できるように、今後、解釈基準、具体的事例を公表していただきたい。

〔理由〕

新制度の下では、既に公布されている禁止技術リスト及び制限技術リストに限定的に列挙された制限技術以外は自由技術に属し、認可を取得することは不要となったものと理解しています。かかるリストの拡大化やリストの解釈の拡張によって制限技術の範囲を拡大して、多くの技術について実質的に認可制を採用するに等しい結果となることを懸念しております。更に、自由技術について、上記の法制変更にもかかわらず、地方によっては実質的には認可制度と同様に運用している事例もあります。新条例の下において、登記は申請書、契約副本、当事者の資格証明を提出すれば、契約内容の審査を行うことなく3日以内に完了すべきものとされる形式審査の手続であるはずですが、自由技術に係る技術導入契約は契約が署名又は押印により成立した時に発効するとされているにもかかわらず、登記が完了しなければロイヤルティーの送金が行えない法規制の構造となっていますので、新条例の趣旨に従って、自由技術に関する実質審査は行わず、迅速に登記を進めていただきたい。また、制限技術の範囲を拡大することによって自由技術の範囲を狭めることは慎んでいただきたい。

更に、制限技術については TRIPS 協定第 63 条の透明性確保の要請という精神に照らし、審査基準の透明性を確保していただきたい。

制限技術リストの解釈が必ずしも一義明確でなく、制限技術と自由技術のいずれに当たるか必ずしも明確でない技術については、関係当局による解釈基準、具体的事例等の公開が望まれます。

要望 2

- (1)新条例の対象となる契約を具体的に明示していただきたい。
(2)そのうえで、「開発委託契約」が新条例の対象とならないことを明確にしてください。

〔理由〕

新条例の対象となる契約は第2条に列挙されていますが、「その他の方式による技術移転」とは何を意味するのか不明確です。新条例で刑事罰を課している以上、解釈の余地が広すぎるのは問題です。

また、開発委託契約は、譲渡やライセンスという性質ではなく、役務提供であり、新条例の対象とするのは不適切です。中国側と外国側とが共同で研究開発に従事する共同開発契約についても同様です。

要望 3

旧法下においてライセンサーに対して過大な制限・負担を課していたもので、新条例によって廃止された事項が、制限技術に係る認可のための審査において（また当然のことながら自由技術に係る登記において）考慮されないよう、経貿系統に属する各地の認可・登記当局に指示徹底していただきたい。

〔理由〕

旧法下の技術導入契約に関する規制や制限の中にはライセンサーに対して著しく不利なものがあり、その多くはWTO加盟に際して国際基準に合致させるために新条例の下では改善されました。その代表的な例と新条例下の関係する規定内容は、以下の通りです。

- (1)契約期間が10年間を超えることができないとする制限（実務運用上は更に短い期間を強制されることが多かった模様）（新条例）廃止
- (2)契約期間満了後、技術を無償使用するライセンサーの権利の付与（新条例）公平合理の原則に従って契約当事者間で協議することができると規定し、基本的には契約自由の原則の範囲の問題として処理
- (3)到達が見込まれる技術目標及び目標到達のための期間・措置を契約中に記載しなければならないとする規制（新条例）廃止
- (4)対価及びその内訳、支払方法を契約中に記載しなければならないとする規制（実務運用上、対価の上限値が設定されたり、支払方法に制約が課されたりする例もあった模様）（新条例）廃止
- (5)受領側が技術に関して特許等の権利の侵害クレームを受けた場合に供与側は応訴責任を負うとの規制（新条例）供与側の責任を防御活動への協力義務に止めた
- (6)契約の効力発生を認可時とする規制（新条例）制限技術については旧法下の取扱を維持するものの、自由技術については契約法に従って契約が成立した時（原則として署名又は押印による締結時）に発効すると修正
- (7)秘密保持期間は契約期間を超えてはならないとする規制（新条例）廃止
- (8)受領側が供与側に改良技術を提供する際には、その条件は供与側が受領側に改良技術を提供する条件と同一でなければならない、とする規制（実務運用上、更に供与側に改良技術の追加提供義務を課す条項を契約に規定することが要求されるなどの例もあった模様）（新条例）改良技術は改良側に属することのみを確認し、上記

グラントバック条項の強制は廃止

- (9) 供与側が、原材料・部品・製品・設備の調達に関する選択権、生産数量・生産品目・販売価格の決定権、製品の輸出ルート of のいずれかに関する制限を、受領側に対して課すことの禁止（新条例）かかる制限については不合理なもののみを禁止することとした

これらの改善措置を実務運用上も貫徹すべく、制限技術に係る認可のための審査において考慮されないよう、経貿系統に属する各地の認可当局に周知、指示を徹底していただきたい。また、自由技術に係る登記においては、そもそも実質的審査は行なわれないこととなりましたので、上記のような旧法下の規制が課される余地はないはずですが、実務運用上、認可が必要であるかのように取り扱い、上記のような規制が課される事態が起こらないよう、やはり各地の登記当局に周知、指示を徹底していただきたい。

要望 4

(1) 適法な所有権等の権限を保有すること、及び(2) 技術が完全無欠、有効、目標到達可能であること、の二点に関する供与側の保証について定めている規定、並びに、受領側が技術に関して特許等の権利の侵害をした場合には供与側が責任を負うとの規定を廃止していただきたい。

〔理由〕

上記の保証に関する規定（新条例第24条第1項、第25条）は、ライセンシーの側がライセンサーに対して保証を要求する口実を与え、過度に技術保有者のライセンスをする権利を制限する危険性を内在するものであり、WTOのTRIPS協定第28条2との関係では大いに疑問です。また、内国民待遇という観点からは、中国企業同士のライセンス契約は、契約法が適用され、第三者権利侵害保証に関しては当事者間で自由に約定できる（契約法第353条但書）にもかかわらず、外国企業と中国企業がライセンス契約を締結する場合は、上記の新条例の規定が中国のライセンシーの側に保証条項に関する強力な交渉材料を与える契機となりかねず（契約法第355条参照）、内国民待遇を与えるとしたコミットメントに違反する疑いが非常に強いものといえます。そもそも、第三者の権利侵害のリスクまで考慮した上で、ロイヤルティを計算しようとする、特に最近のように著しく技術が発展している中では、ライセンサーはリスクの予測・計算ともに非常に困難なため、多額の金額の支払をライセンシーに要求せざるを得ず、経済合理性のあるライセンスなど成り立ちがたく、結局は先進技術の導入が図れなくなるおそれがありますので、潜在的ライセンシーである中国企業にとっても不利に作用しかねない規定といえます。世界的に見ても、かつては、インドやメキシコなど発展途上国にも同様の法律や規制がありましたが、1990年代前半までにほぼ全ての国で廃止されています。従って、これらの規定は是非とも撤廃していただきたい。

要望 5

- (1) 技術の第三者への再移転、サブライセンスの禁止を制限するなど、法令に認められていない実務運用によって、供与側の権利を制約することは慎んでいただきたい。
(2) 契約自由の原則に対して不合理な制約を課す条項を撤廃していただきたい。

〔理由〕

- (1)新条例その他の法規によって技術導入契約の内容について課されている制約（それ自体についても上記要望4および下記(2)の通り変更が必要と考えます）を除いては、契約法に従って契約自由の原則が支配し、原則として当事者間の自由な合意によって定めることができるはずで、す。にもかかわらず、技術の第三者への再移転、サブライセンスを禁止する条項の削除を認可当局に求められたりする事例が報告されています。少なくとも法規による制約を超えた制約を課することがないようにしていただきたい。
- (2)新条例 29 条においては、以下のような条項を置くことが禁止されています： 受領側による技術の改良の制限、改良技術の使用の制限（同条3号） 類似・競合技術の他者からの取得の制限（同条4号） 原材料・部品・製品・設備の調達に関する選択権に対する不合理な制限（同条5号） 生産数量・生産品目・販売価格の決定権に対する不合理な制限（同条6号） 製品の輸出ルートに関する不合理な制限（同条7号）。これらの禁止は、契約自由の原則に対し、両当事者の状況に応じて契約上受領側の行為に一定の制限を課することが妥当な場合にまで、一律にかかる制限を禁止するものであり、広すぎる規制であるといえます。従って、これらの規定を撤廃し、契約自由の原則とそれを修正する合理性の基準（個別の事情を考慮した上の判断であり、上記の網かけの規制とは異なります）に委ねていただきたい。少なくとも、これらの規制を置くのであれば、下位法規やガイドラインなどを制定して、規制対象を明確にし、もって法執行の統一性と企業行動における予測可能性の確保という目標を実現していただきたい。

特に、 の改良技術に関する制限については、かかる制限に対する禁止を規定されるのであれば、少なくとも改良技術の範囲についてガイドライン等を設けて極力明確化していただきたい。というのは、改良技術は、供与側の技術への投資の蓄積に依拠するものであり、その多くの部分は本来供与側の財産に属するものであるにもかかわらず、供与側が受領側による使用等を制限することを禁止されているのは、そもそも合理性に乏しく、かかる禁止規定はなるべく制限的に運用されるべきものと考えられるからです。

要望 6

- (1)新条例にも体现されている技術導入規制に関する緩和の傾向、国際的水準に基づく自由な技術導入という趣旨について各地の経貿系統に属する関係部門への周知徹底を行なっていただきたい。
- (2)上記の傾向、趣旨に合致する企業、社会の倫理を醸成するために、司法当局、外貨管理部門等他の部門との連携を強化して法執行の徹底を行うと共に、社会全体の意識改革のための具体的取り組みを検討、実行していただきたい。

〔理由〕

- (1)上記に述べた各種要望は、具体的に認可又は登記を担当する各地の当局において、新条例にも体现されている技術導入規制に関する緩和の傾向、国際的水準に基づく自由な技術導入という趣旨を理解していただけない限り、画餅に帰す虞なしとしません。実際に、地方レベルで新条例に反して供与側に対して不利な運用を行なっている事例は多数報告されています。従って、中央からの周知徹底を行なっていただくことで改善していただきたい。

(2)ロイヤルティ支払の停滞、秘密保持義務に反する技術流用による模倣品製造への協力等、技術導入契約に関する問題事例は多数報告されており、残念ながら、技術の価値に対する中国の社会の評価、尊重が問われる状況にあるといわざるをえません。従って、上記(1)に述べたような経貿系統内における法執行の徹底の他に、支払強制を命じる権限を有する司法当局や外貨送金認可に当たる外貨管理部門等と連携を強化され、法執行をより一層徹底していただくと共に、社会全体の技術の価値に対する意識を改革するための具体的取り組みを検討、実行していただきたい。

要望 7

中国からの技術輸出に関する制限があまりにも多すぎるので減らしていただきたい。

〔理由〕

輸入制限技術に比べて、膨大な数の技術が輸出制限技術となっています。今や中国は技術立国を目指し、最先端の技術開発拠点として発展しつつあり、外資系企業も北京の中関村をはじめ、次々に開発拠点を設立しています。にもかかわらず、現行の制限的な政策が継続されれば、中国から外国に対してライセンスする際に制限が課されるので、外国企業にとっては重要な技術を中国で開発しようとする意欲が減少することになります。